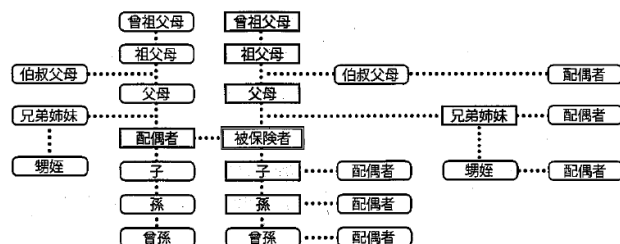


資格取得 申出書

5 在職時より引き続き被扶養者となる場合にご記入ください。
マイナンバーを利用した情報照会を行う場合は、被扶養者となる方の収入を証明する書類の添付を省略できます。

被扶養者の範囲・認定の要件 被扶養者として認定を受けられる家族の続柄の範囲、認定要件は下図の通りです。

R7.5



添付書類について

※場合によっては、記載のない添付書類が必要となることもありますのでご了承ください。

① 収入状況を確認するための書類

義務教育終了後(満16歳以上)の方を被扶養者として届け出る場合は、その方の収入状況を確認するための書類として以下のいずれかの添付書類が必要です。

※学生(高校生・大学生等)、主婦等、収入がない場合であってもいずれかの添付書類が必要です。

(1) 収入がない場合

条件など	添付書類
学生・専業主婦等で収入がない場合	○市区町村役場発行の「所得証明書」または「非課税証明書」(*)

(2) 給与と収入がある場合

条件など	添付書類
パート・アルバイト等の給与収入がある場合	次のいずれか ○直近3カ月分の給与明細のコピー ○市区町村役場発行の「所得証明書」または「非課税証明書」(*)
年金を受給している場合	次のいずれか ○「年金振込通知書」のコピー ※年金の受給が決定した直後などの理由で左記の書類が用意できない場合には「年金証書」のコピーを添付してください。 ○「年金額改定通知書」のコピー
自営業・不動産等による収入がある場合	○直近の「確定申告書(収支内訳書も含む)」のコピー

(3) 最近退職したことで現在収入がない場合

条件など	添付書類
失業給付を受給していない場合	次のいずれか ○「雇用保険被保険者離職票」のコピー ○「退職証明書」のコピー
失業給付受給中、または受給を終了した場合	○「雇用保険受給資格者証(両面)」のコピー

※障害年金、遺族年金、傷病手当金等の非課税対象となる収入がある場合は、上記に加えで受取金額が確認できる通知書等のコピーを添付してください。

(*)マイナンバーによる課税情報の確認を希望される場合、「非課税証明書」「所得証明書」の添付を省略することができます。

② 別居している方を届け出る場合

申請者と別居している方を被扶養者として届け出る場合は、仕送り金額の確認できる書類を添付してください。(国内に居住している学生の場合は不要です。)

例:仕送り金額の確認ができる預金通帳の写し、現金書留の控えのコピー

③ 同一世帯(同居)を確認するための書類

新たに同一世帯(同居)の方を被扶養者として届け出る場合は、同一世帯であることを確認できる公的証明書(「世帯全員の住民票」等)を添付してください。 ※従前より引き続き扶養となる方は添付不要です。

④ 被保険者との続柄を確認するための書類

新たに扶養として加入する方と被保険者の続柄を確認するための書類(「世帯全員の住民票(続柄記載のもの)」または「戸籍謄(抄)本(続柄が確認できるもの)」)が必要です。 ※従前より引き続き扶養となる方は添付不要です。

⑤ 扶養認定を受ける方が海外在住の場合

令和2年4月より被扶養者については国内居住の方(住民票が日本国内にある方)のみ扶養認定可能となります。ただし日本国内に住所を有しない方であっても特例として扶養認定が可能な場合もあります。

詳細は船員保険部へお問い合わせください。



「船員保険 疾病任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ ＜大切なお知らせ＞

船員保険の疾病任意継続被保険者になるためには(加入条件)

疾病任意継続被保険者になるための条件は次の2つです。

(1)資格喪失日の前日(退職日)までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があること。

※前に加入していた疾病任意継続被保険者期間は含まれません。

(2)資格喪失日(退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日))に、全国健康保険協会船員保険部に資格取得申出書が到着すること。

※退職日より前にご提出いただくことはできません。

疾病任意継続の加入期間について

疾病任意継続の加入期間は、疾病任意継続被保険者となってから2年間です。

ただし、次の①～⑤の事由に該当したときは、2年を経過する前であっても被保険者資格を喪失します。

①保険料を納付期限までに支払わなかったとき

②就職して船員保険・健康保険等の被保険者となったとき

③疾病任意継続被保険者でなくなることを希望したとき

④被保険者の方が亡くなったとき

⑤被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

疾病任意継続の保険料額について

疾病任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額に基づいて決定されます。

ただし、退職時の標準報酬月額が47万円を超える場合は、標準報酬月額47万円として保険料が決定されます。

なお、勤務していた時の船員保険料は、船舶所有者と被保険者で折半されていましたが、疾病任意継続の保険料については、今まで船舶所有者が負担していた分も含め全額を被保険者が負担することとなります。

疾病任意継続の保険料は、船員保険料率または介護保険料率に変更された場合や疾病任意継続における標準報酬月額の上限額(現在は47万円)が変更された場合等に変更となる場合がありますが、原則として2年間変わりません。

加入手続きから資格確認書(発行を希望された方のみ)および資格情報のお知らせがご自宅に届くまで

資格取得申出書を船員保険部に提出いただいた後、船員保険部にて退職日(資格喪失日)を確認のうえ、資格確認書(発行を希望された方のみ)及び資格情報のお知らせを発送いたします。

資格確認書については、資格取得申出書の「資格確認書の発行要否欄」に☑が記入されている方について発行いたします。マイナ保険証を利用できない状況にあり、資格確認書の発行が必要な場合は☑してください。

資格確認書の発行要否	資格確認書の発行が必要な場合は☑してください。	
	☐ 右記のケースに該当するようなマイナ保険証を利用できない状況にあるため、資格確認書の発行を希望します。	・マイナンバーカードを所有していない ・マイナ保険証の利用登録をしていない ・家族や介助者が同行し資格確認する必要がある ・その他事由による

退職日(資格喪失日)については、船員保険部において次のいずれかにより確認します。

①日本年金機構からの情報提供

②「船員保険疾病任意継続被保険者資格取得申出書」の「船舶所有者記入欄(任意)」

③「退職証明書」などの退職日(資格喪失日)の確認できる書類のコピー

上記①は、船舶所有者様が年金事務所に提出された資格喪失届の手続きが完了した後になりますので、資格取得の手続きが遅れる場合があります。

上記②③の場合は、年金事務所からの資格喪失情報の提供を待つことなく、記載された資格喪失年月日や退職日に基づき資格取得の手続きを行います。

■退職日が確認できる書類の例

「船舶所有者様が証明した退職証明書」、「雇用保険被保険者離職票」、「船員保険被保険者資格喪失届」 など



保険料のお支払方法について

保険料は納付書によりお支払いいただきます。(口座振替でのお支払いの取扱いはありません。)
毎月お支払いいただく方法と、一定期間分の保険料を事前に一括してお支払いいただく方法(前納)の2種類ございます。

毎月お支払いいただく方法

○被保険者となってから初めてのお支払い

資格確認書(発行を希望された方のみ)及び資格情報のお知らせと一緒に納付書をお送りしますので、納付書に記載されている期限までにお支払いください。
(支払期限は、納付書をお送りする時期により異なります。)

○2回目以降のお支払い

毎月初め(1日～3日)頃に到着するよう納付書をお送りしますので、その月の10日(10日が土日祝日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

前納によりお支払いいただく方法

保険料の前納とは、一定期間分の保険料を事前に一括してお支払いいただく制度です。
6カ月前納と12カ月前納の2種類あり、前納期間及びお支払い方法は次のとおりです。

前納期間

6カ月前納

4月分から9月分、または10月分から翌年3月分の半年単位でお支払いいただきます。

注:資格取得時から前納にてお支払いいただく場合の前納期間は以下のとおりとなります。

資格取得月が3月から8月までの方…資格取得月の翌月から9月分まで

資格取得月が9月から2月までの方…資格取得月の翌月から直近3月分まで

12カ月前納

4月分から翌年3月分までの1年単位で保険料をお支払いいただきます。

注:資格取得時から前納にてお支払いいただく場合の前納期間は、資格取得月の翌月から直近3月分までとなります。

お支払い方法

資格確認書(発行を希望された方のみ)及び資格情報のお知らせをお送りする際、資格取得月分の納付書と一緒に前納納付書をお送りしますので、納付書に記載されている支払期限までにお支払いください。

- ※ 保険料を前納にてお支払いいただく場合は、保険料が割引されます。
- ※ 保険料の前納は、資格取得年月日の属する月の月末(土日祝日の場合は翌営業日)までにお支払いいただく必要があります。そのため、資格取得月の翌月にお手続きをされた場合や、資格取得年月日が月末となる場合は、前納によるお支払いはご利用いただけません。